

北陸三県周遊観光パンフレット制作業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、北陸三県周遊観光パンフレットの制作業務委託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要等

- (1) 委託業務名 北陸三県周遊観光パンフレット制作業務
- (2) 業務内容 別紙「北陸三県周遊観光パンフレット制作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日(水)
- (4) 予算額(業務委託費)の上限
5,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む)
※上記予算額は契約時の予定額を示すものではありません。

3 参加資格

次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 必要に応じて作業報告、打ち合わせ等ができる体制がとれること
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 取締役等(個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店、若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者
 - エ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
 - オ 取締役等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
 - キ 参加者(参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社において

は取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。)が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

- ク 参加者が破産者で復権を得ないものまたは会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き中若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 国税または地方税を滞納している者
- ス 民法(明治29年法律第89号)第20条第1項に規定する制限行為能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人または未成年者)
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ソ 本プロポーザルの募集開始の日から委託先候補者の決定までの間に、富山県、石川県、福井県、(公社)とやま観光推進機構、(公社)石川県観光連盟、(公社)福井県観光連盟(以下、「北陸三県誘客プロモーション部会構成員」という。)により指名停止又は指名保留の措置を受けている者

4 委託業者選定方法

提出された企画提案書に基づき書面審査をし、業者を決定します。

5 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの参加申込み

本プロポーザルの参加を希望される場合は、電子メールにより、参加申込書(様式第1号)を令和8年7月6日(月)17時までに北陸三県誘客プロモーション部会事務局石川県観光戦略課内(以下、全ての書類の提出先を同様とする)に提出してください。

なお、参加申し込みを行ったあと、事情により参加を辞退する場合は、7月17日(金)17時までに辞退届(様式任意)を提出してください。

(2) 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより、質問書(様式第2号)を7月10日(金)17時までに提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

なお、質問に対する回答は、メールにて7月14日(火)までに回答します。

(3) 受け付けない質問項目

- ア審査基準の配点に関する質問
- イ他の応募者に関する質問
- ウその他、本プロポーザルに関係のない質問

(4) 到達確認

(1)、(2) いずれも必ず電話で到達を確認してください。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの申し込みをされた事業者は、電子メールにより、次の①～⑤の資料を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

① 企画提案書（表紙に様式第3号を付すこと）

「審査基準」を参照のうえ、別紙仕様書に定める北陸三県周遊観光パンフレットのコンセプトに沿った企画提案内容の詳細を記載してください。

② デザイン案

デザインは、前項により提出する企画提案内容を踏まえたものにする。

③経費見積書

本委託業務を履行するための一切の経費を算出し、見積書を提出すること。見積書には、経費の内訳を具体的に記載すること。例えば「一式」といった表現ではなく、「単価×項数」など項目の詳細を示すこと。

※見積額（税込）が予算額（5,000千円）を超える場合は失格とする。

④業務実施体制報告書（任意様式）

会社概要、及び責任者氏名、職務経歴、人員配置並びに実施体制など、業務の一部を外注する場合はその内容も含めて記載してください。

⑤業務実績（様式第4号）

官公庁及び民間等の主な受注実績（特に観光関係）

主な事例を2～3点程度記載し、その概要がわかる資料があれば添付してもよい。

(2) 提出場所

北陸三県誘客プロモーション部会 担当：石川県観光戦略課 原

e-mail : i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp TEL:076-225-1543

(3) 提出期限

令和8年7月21日（火）正午【必着】

(4) 提出方法電子メール

※全てPDF ファイルで提出してください。

※メール送信後、上記担当に到着確認の電話を行ってください。

7 委託候補者の選定方法

提出された企画提案書等の書類の内容を書面審査し、以下の審査基準から総合的に評価を行った結果、合計得点が最も高得点を獲得した事業者を候補者とします。

ただし、見積金額（税込）が上記「2（4）予算額の上限」を超えた場合は、審査の対象とはならないものとします。

審査基準	審査内容	配点
1. 基本的な姿勢		
	仕様書に記載のコンセプトを十分理解しており、作成に当たり取り組み意欲が十分に認められるか。	10点
2. 内容		
	宿泊と、北陸三県に共通する魅力である、温泉、食、文化、自然、体験等を組み合わせ、周遊観光や滞在時間の延長、再来訪を促進する内容となっているか。	15点
	北陸を一つのエリアとし、北陸三県を周遊するコースが魅力的かつ実現可能であり、北陸三県の魅力を効果的に伝える構成となっているか。	10点
	都市圏からのアクセス、観光地間の二次交通の所要時間、利用方法等の情報が分かりやすいか。	10点
3. 独自提案		
	仕様書に定める業務に係る独自提案が魅力的かつ効果的なものとなっているか。また、仕様書に定めのない新たな提案について魅力的な内容となっているか。	10点
4. 表現力		
	ターゲットを意識した写真やイラスト、キャッチコピー、レイアウト等に関する工夫が効果的であるか。	20点
	パンフレットを手にとってもらうための工夫があるか。	15点
5. 実施体制		
	本事業の実施体制として、事業を遂行する上で十分な体制が整っているか。本業務の発注先として、業務遂行能力があると認められる実績があるか。	5点
6. 見積金額の適正		
	提示する見積金額は適正か。	5点
合 計		100点

8 契約

採用業者とは内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。ただし、必要な契約条件に合致しない場合、契約締結しない場合があります、この場合、次点の者と契約締結について協議します。

9 その他

- (1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ①所定の日時までには所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 業務委託費には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者（北陸三県誘客プロモーション部会構成員及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (7) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、北陸三県誘客プロモーション部会に帰属するものとします。
- (8) 本プロポーザルの結果は採用・不採用に関わらず、後日書面（電子メールへの添付）をもって通知します。

10 スケジュール

令和8年	7月 6日（月） 17時	プロポーザル参加申込書提出期限
	7月10日（金） 17時	質問書提出期限
	7月17日（金） 17時	辞退届提出期限
	7月21日（火） 正午	企画提案書等提出期限
	7月22日（水） 以降	書面審査
	8月 上旬（予定）	審査結果通知、契約締結

11 お問い合わせ先

北陸三県誘客プロモーション部会 担当：石川県観光戦略課 原
e-mail：i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp TEL：076-225-1543